

平成18年8月3日

建設工事入札参加業者 各位

新潟市契約課長  
(担当 工事契約係)

## 経営規模等評価結果・総合評定値通知書の不保持による 「建設工事入札参加資格」の取扱いについて（通知）

市が発注する建設工事の契約については、平成18年6月6日付「経営規模等評価結果・総合評定値通知書の写しの提出について」で周知したとおり、有効な経営規模等評価結果・総合評定値通知書（審査基準日から起算して1年7ヵ月が有効期間）を保持していない方との契約は行わないこととしています。

また、「建設工事入札参加資格」についても喪失となりますので、入札に参加される皆様には、有効期間が切れることがないように、経営事項審査の受審時期に十分ご注意ください。

なお、「建設工事入札参加資格」喪失後の手続き等については、下記のとおりとしますので、よろしくをお願いします。

### 記

#### 1 「建設工事入札参加資格」喪失後の手続き等について

##### 平成18年度の取扱い

有効な経営規模等評価結果・総合評定値通知書の写しの提出をもって、入札参加資格を復活します。なお、入札参加資格の有効期間は平成19年3月31日までです。

この取扱いは平成18年度のみの特例扱いとします。

##### 平成19年度以降の取扱い

入札参加資格を喪失した場合は、追加登録申請で受け付けします。従いまして、入札に参加できるのは資格登録日以降となります。

資格登録日は追加登録申請月（6月，10月，2月）の翌々月の初日となりますのでご注意ください。

##### 例

6月に追加登録申請の場合

8月1日が資格登録日